

(答申第24号)

答 申

第1 審査会の結論

岐阜県知事（以下「実施機関」という。）が行った、特定個人の医療保護事案報告書に係る非訂正決定は妥当である。

第2 諮問事案の概要

1 個人情報訂正請求

異議申立人（以下「申立人」という。）は、岐阜県個人情報保護条例（平成10年岐阜県条例第21号。以下「条例」という。）第21条第1項の規定に基づき、平成23年1月20日付けで実施機関に対し、次のとおり訂正請求を行った。

（訂正請求1）

申立人に係る平成19年4月20日付け医療保護事案報告書（以下「本件公文書」という。）のうち、平成20年3月26日に追加された記載（以下「本件訂正請求情報」という。）の削除ないし訂正。

（訂正請求1の理由）

関係行政機関では本件訂正請求情報に関する文書を保有していないため。

（訂正請求2）

申立人に係る平成19年4月27日付け医療保護入院届のうち、申立人と入院同意者の知らない記載の削除ないし訂正。

（訂正請求2の理由）

申立人は、入院同意者と数日間隔離されており、かつ、通信が遮断されていたため。

2 非訂正決定

実施機関は、上記訂正請求1及び2に対し、次の理由により個人情報非訂正決定（以下「本件処分」という。）を行い、平成23年中保第1063号により申立人に通知した。

（訂正請求1について）

関係行政機関が関連する文書を保有していないことが、事実には誤りがあることを示す客観的、合理的な根拠とは認められず、訂正請求に理由があるとは認められないため。

（訂正請求2について）

訂正を求める内容が具体的でなく、また、訂正を求める内容が事実と合致することを証するものの提出・提示もないことから、訂正請求に理由があるとは認められないため。

3 異議申立て

申立人は、上記1に掲げる訂正請求1に係る本件処分を不服として、平成23年12月20日付けで、行政不服審査法（昭和37年法律第160号）第6条の規定に基づき、実施機関に対して異議申立てを行った。

第3 申立人の主張

1 異議申立ての趣旨

訂正請求1に係る本件処分を取り消す旨の裁決を求めるものである。

2 異議申立ての理由

関係行政機関では本件訂正請求情報に関する文書を保有していない。また、文書を保有していないことは、実施機関及び関係行政機関が非正規な方法・手段において当日の行為を行ったことの証明である。

第4 諮問庁の主張

諮問庁が非訂正決定理由説明書及び口頭意見陳述において主張しているところは、おおむね次のとおりである。

1 訂正請求1に係る本件処分について

本件公文書は、平成19年4月20日に申立人の精神保健に係る相談内容、対応状況等について職員が上司への報告、職員間の情報共有を目的に作成した記録である。

実施機関では、住民からの相談や情報が提供された場合には、上司への報告や職員間で情報を共有するためにその概要を記録しており、特に精神保健に関わる事案は、自殺や犯罪に繋がる可能性や、本人の意に反して入院させる措置をとることもあるため、記録の作成には正確を期すよう心がけている。

したがって、このような個人情報の取扱いにおいて、実施機関の職員が事実と反する記録をする必要性及び合理的理由はない。

また、関係行政機関に対して行った聞き取りによれば、平成20年3月当時、申立人から役場に対し親族の健康状態を心配する電話が頻繁にかかっていることが確認されている。また、関係行政機関の保健師が平成20年3月27日に、介護保険の用務を兼ねて申立人の親族宅を訪問していることも確認されている。これは、本件訂正請求情報の「介護保険の件で介入し様子を見る」という記載と符合している。また、当時訪問した保健師も、本件訂正請求情報に記載された保健師と符合している。

以上により、本件訂正請求情報は事実であると認められることから、訂正請求1に係る本件処分は妥当である。

2 異議申立人の主張について

申立人は、関係行政機関の「個人情報不存在決定通知書」を提出し、本件訂正請求情報が誤りである旨及び実施機関の職員が非正規な方法・手段で当日の行為を記録した旨の主張をしているが、関係行政機関が関係書類を保有していないことをもって、事実と誤りがあるとは言えず、また、非正規な方法・手段で当日の行為を記録したと判断することはできない。

なお、条例第21条第2項の規定によれば、正しい情報と、記録されている情報が合致しないことの証明は訂正請求者が行うこととされており、訂正を求める内容が事実と合致することを証するものを提出しなければならないところ、申立人から、本件訂正請求情報

が誤りであると客観的に判断できる資料は提出されていない。

第5 審査会の判断

当審査会は、本件諮問事案について審査した結果、次のように判断する。

1 判断に当たっての基本的考え方

- (1) 保有個人情報の訂正請求制度は、正確でない個人情報に基づいた行政処分等によって、個人の権利利益が侵害されることを防止する観点から、当該情報についての訂正を請求できることを権利として認めたものである。
- (2) そして、実施機関は、訂正請求があった場合、当該訂正請求に理由があると認めるときは、当該訂正請求に係る個人情報の利用目的の達成に必要な範囲内で、当該個人情報の訂正をしなければならないこととされており（条例第20条の2）、また、訂正請求の請求人は、実施機関に対して、訂正を求める内容が事実と合致することを証するものを提出し、又は提示しなければならないこととされている（条例第21条第2項）。
- (3) 以上の観点に立ち、当審査会は、本件訂正請求情報の訂正の必要性について以下のとおり判断する。

2 訂正請求1に係る本件処分の妥当性について

- (1) 本件公文書は、申立人の精神保健に係る相談内容及び対応状況等について、実施機関の職員が上司への報告、職員間の情報共有を目的に作成した記録であり、また、本件訂正請求情報は、実施機関の職員が関係行政機関から聞き取りした情報を本件公文書に追記したものである。
- (2) 申立人は、実施機関の職員が関係行政機関から聞き取りした事実はなく、本件訂正請求情報は、当該事実と反するものであるから訂正されるべきであると主張し、その根拠として、関係行政機関の「個人情報不存在決定通知書」を提出している。しかしながら、関係行政機関が実施機関とのやりとりを記録した文書を保有していないことのみをもって、そのやりとりが存在しなかったことを客観的に証するものと認めることはできない。つまり、申立人が提出した関係行政機関の「個人情報不存在決定通知書」は、訂正を求める内容が事実と合致することを証するもの（条例第21条第2項）には該当しない。よって、申立人の当該主張は採用できない。
- (3) また、本件訂正請求情報についてみるに、実施機関が行った関係行政機関に対する聞き取りによれば、平成20年3月当時において、申立人から関係行政機関に対して頻繁に電話がかかっていたこと、本件訂正請求情報を追記した翌日に関係行政機関の保健師が介護保険の用務を兼ねて申立人の親族宅を訪問していること、当該保健師は本件訂正請求情報に記載された保健師と一致していることが確認されており、これら関係行政機関に対する聞き取り結果と本件訂正請求情報は整合性があると認めることができる。したがって、本件公文書は、申立人の精神保健に係る記録として、その作成においては、正確性が確保されていると判断できるのである。
- (4) よって、かかる状況においては、本件訂正請求情報を訂正しなければならないもの

と判断することはできない。

以上により、実施機関が行った、本件公文書に係る非訂正決定は妥当である。

3 その他の異議申立人の主張について

異議申立人は、実施機関の職員が非正規な方法・手段で当日の行為を記録した旨の主張をするが、上記のとおり、関係行政機関に対する聞き取り結果と本件訂正請求情報は整合性があると認めることができるし、そもそも、当審査会は、本件訂正請求に係る実施機関の決定の是非を判断するものであり、実施機関の職員の行為について、その正当性・不当性までも判断するものではない。

第6 審査会の処理経過

審査会は、本件諮問事案について、以下のように審査を行った。

審 査 の 経 過	
平成24年1月11日	諮問庁から諮問を受けた。
平成24年2月3日	諮問庁から非訂正決定理由説明書を受領した。
平成24年2月6日	異議申立人に非訂正決定理由説明書を送付した。
平成24年6月4日等	異議申立人から非訂正決定理由説明書に対する意見書を受領した。
平成24年6月4日等	諮問庁に非訂正決定理由説明書に対する意見書を送付した。
平成24年8月2日 (第43回審査会)	諮問事案の審議を行った。
平成24年8月31日 (第44回審査会)	諮問庁から口頭意見陳述を受けた。 諮問事案の審議を行った。
平成24年10月1日 (第45回審査会)	諮問事案の審議を行った。

(参考) 岐阜県個人情報保護審査会委員

役職名	氏名	職業等	備考
	栗津 明博	朝日大学法学部教授	
	石川 晴代	岐阜県商工会女性部連合会副会長	
	加藤 千鶴	弁護士	
	桑原 一男	行政書士	
会長	森川 幸江	弁護士	

(五十音順)